

■北上市の新型コロナワクチン接種状況(10月13日時点)

	1回目接種者数 (接種率)	2回目接種者数 (接種率)
12歳以上の市民 (対象者84,680人)	63,351人 (74.8%)	53,734人 (63.5%)
うち12歳～64歳の市民 (対象者57,766人)	38,784人 (67.1%)	29,384人 (50.9%)
うち65歳以上の市民 (対象者26,914人)	24,567人 (91.3%)	24,350人 (90.5%)


ワクチン接種の状況

北上市新型コロナワクチン接種の現在の状況についてお知らせします。詳しくは、市のホームページをご覧ください。
※ワクチンの供給量や接種体制などに

希望者は早めに予約をお願いします 新型コロナワクチン接種のお知らせ



■新型コロナワクチン接種の予約方法

①インターネットで予約 下記QRコードから予約できます。  市のホームページにインターネット予約マニュアルを掲載しています。	②コールセンターで予約 ☎0120-107-935 受付時間 8:30~17:30 (日曜、祝日休み)
--	---

※1回目の予約の際に、3週間後の2回目分の予約も同時に行ってください。

ワクチン接種は完全予約制です。次の2つの方法で予約をお願いします。なお、市への電話や窓口では予約できません。

予約方法

より、内容が変更になる場合があります。
■問い合わせ：健康づくり課新型コロナナウイルスワクチン接種プロジェクト・チーム ☎72-8340

集団接種と個別接種の今後の予定

これまでの接種実績と今後の予約状況から、11月末までに対象者の約8割が接種を完了する見込みとなっています。そのため、今後新たに集団接種を行う予定はありません。

また、個別接種も現在公開している予約枠以降の新規予約を見合せています。これは、個別接種で使用しているファイザー社製ワクチンの国からの供給見通しが立っていないためです。今後の予約枠の増設などは、国からワクチンの供給状況が示され次第、随時市のホームページなどでお知らせします。

北上スタイルの感染防止強化策(第3弾)

感染拡大による医療崩壊を招かないためにも、マスク着用や手洗いなどの基本的な感染防止対策を続けた上で、下記の実践をお願いします。

①会議時間は50分以内



②対面は1.8m以上の距離確保が仕切りを設置



③室内では50分たったら10分換気



④免疫力を高める定期的な食事と睡眠・運動



⑤「いわて飲食店安心認証」取得店の利用



注意事項など

- ・12歳～15歳のワクチン接種は保護者の同意が必要です。保護者は接種会場に付き添ってください。
- ・接種当日に会場に来られない場合は、コールセンター(日曜・祝日は市役所本庁舎 ☎64-2111)へキャンセルの連絡を必ずしてください。
- ・早く接種会場に到着しても、予約時間にならないと受け付けできません。
- ・上腕の筋肉に注射をするので、肩を出しやすい服装で来てください。

3回目接種の見通し

新型コロナワクチンの3回目接種について、接種対象者や接種日程などは未定です。詳細が決まりましたら、改めて対象者へ通知します。

地域子育てにご協力ください

子育て支援員研修(地域型保育)

小規模保育事業などに従事する上で必要な知識や技術などを習得するため、講義と見学実習の研修を実施します。修了した人は子育て支援員に認定します。

【講義】

■とき…12月1日(水)・2日(木)、6日(月)、17日(金)、22日(水)9時～16時

■ところ…hokkoku

【見学実習】

■とき…12月1日(水)～令和4年1月31日(月)の間の2日間

みんなで理解を深めましょう

障がい者理解促進研修・啓発事業

■とき…11月6日(土)13時30分～16時(開場は13時)

ト後藤誠子代表ほか)

■ところ…①オンライン(ZOOM)②日本現代詩歌文学館(スクリーンでの聴講を予定)

■内容…筑波大学医学医療系社会精神保健学の齋藤環教授による「不登校、ひきこもり、ゲーム依存の子どもの理解と支援」をテーマとした講演、ひきこもり支援に係るパネルディスカッション(登壇者:笑いのたねプロジェクト)

■申し込み…10月29日(金)までに電話または申し込みフォームで

■参加料…無料

■申し込み…11月5日(金)までに子育て支援課へ

■お問い合わせ…北上市自立支援協議会 ことども支援部会(事務局)障がい福祉課 ☎72-8214



珈琲ブレイク No.115

北上市長

高橋敏孝



ベスト・プラクティス

ベスト・プラクティスは、全国市長会などでよく耳にする言葉で、いくつかある手段の中で最も効果的で効果的な選択肢を意味している。今回は前回に続いて固定資産税の家屋評価ルールの不適合是正について、ベスト・プラクティスの観点からも考えてみた。北上市ルールを平成24年に変更し、令和3年にその適用範囲を広げたことまでは前回お示している。今般さらにそれを平成24年にさかのぼり適用し、令和2年までの固定資産税既納分を誤賦課として差額を徴収または返還する決定をした。

私は現在、全国市長会都市税制調査委員会に所属しており、基礎自治体の基幹税である固定資産税のあり方を議論する立場をいただいている。当市における固定資産税の議論もあって、評価方法に特に注目しているわけであるが、家屋評価の複雑さと建築技術の進化との乖離が甚だしく、3年ごとの評価替えに合わせて不適合の是正を総務省側に提言し、ルール変更結びつけている。ただし、変更前にさかのぼって適用することは混乱を招くので、変更後の建築からの適用となるのが一般的である。さかのぼり適用の大きな負荷が不断の改善意欲を削ぐ恐れがあり、ベスト・プラクティスとは言えないからである。

一方当市の場合、技術的問題から平成24年の是正に課題があったことは否定できず、24年までさかのぼり適用することはやむを得ないものと判断したものである。ただし、新ルール適用前の23年以前の既納分については、誤賦課として取り扱うことの妥当性や法適合性の確証が得られないこともあって、意見が分かれる。市としては、13年から23年までの11年間については市の類似の要綱を拠り所とすれば、北上市ルールと総務省ルールの差額を政策として給付できるのではないかと、との判断の下、市議会にこの方針を提案しているところである。これが果たしてベスト・プラクティスと言えるかどうか、一緒に考えていただければ幸いである。